

2023(令和5)年度都道府県単位保険料率(案) について

令和5年1月16日(第73回評議会)



全国健康保険協会 香川支部
協会けんぽ

目次

1. 2023（令和5）年度平均保険料率に関する論点について

- ・2023（令和5）年度平均保険料率に関する論点 ……P1～3
- ・11/24の運営委員会における2023（令和5）年度保険料率に関する運営委員の主な意見 ……P4～6
- ・2023（令和5）年度保険料率について（支部評議会における主な意見） ……P7

2. 2023（令和5）年度香川支部保険料率（案）について

- ・2023（令和5）年度香川支部保険料率の算定について ……P8～12
- ・香川支部保険料率の推移（直近10年間） ……P13

3. 2023（令和5）年度政府予算案を踏まえた収支見込について

（医療分・介護分）

- ・政府予算案を踏まえた2023（令和5）年度収支見込の概要について ……P14～16
- ・2023（令和5）年度の介護保険料率と介護納付金について ……P17～18

2023（令和5）年度 平均保険料率に関する論点について

■ 2023（令和5）年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

◀現状・課題▶

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
 - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
 - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
 - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

■ 2023（令和5）年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
- ※ 令和4年9月14日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の「中長期で考える」ことに関する現状認識である。」

2. 保険料率の変更時期

＜現状・課題＞

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

■ 11/24の運営委員会における2023（令和5）年度保険料率に関する運営委員の主な意見

(1/3)

- 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主要な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないかと。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇することしか示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

■ 11/24の運営委員会における2023（令和5）年度保険料率に関する運営委員の主な意見

(2/3)

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コラボヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

■ 11/24の運営委員会における2023（令和5）年度保険料率に関する運営委員の主な意見

(3/3)

- 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。
今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。
- 令和5年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。
今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。
今後の議論を整合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということを認識した上で議論していくことが大事である。

■ 2023（令和5）年度保険料率について（支部評議会における主な意見）

令和4年10月に開催した各支部の評議会での意見については、協会は、

- ・医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造や、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること等、楽観視できない現実がある中で、できる限り平均保険料率10%を超えないようにということを基本に考えていること
- ・協会けんぽの財政について、「大きな変動がない限り、中長期に考えていきたい」という基本的なスタンスを変えていないこと

等について評議会でも説明し、特段の意見があれば提出していただくこととしている。

意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

※（）は去年の支部数

意見の提出なし 0支部(2支部)

意見の提出あり 47支部(45支部)

① 平均保険料率10%を維持すべきという支部 39支部(31支部)

← 香川支部意見

② ①と③の両方の意見のある支部 7支部(10支部)

③ 引き下げるべきという支部 1支部(4支部)

※保険料率の変更時期については、4月納付分(3月分)以外の意見はなし。

2023（令和5）年度 香川支部保険料率（案）について

■ 2023（令和5）年度香川支部保険料率の算定について

● 2023（令和5）年度香川支部保険料率

医療給付費についての調整後の保険料率

5.65%



共通料率等

4.64%



令和3年度精算分

▲0.04%



インセンティブ分

▲0.02%



10.23%

健康保険法第160条第3項1号

医療給付費について
の調整前の保険料率 **6.05%**
(全国5.36%)

健康保険法第160条第4項

年齢調整 ▲0.07%
所得調整 ▲0.33%

健康保険法第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)
現金給付に要する額

健康保険法第160条第3項3号

業務経費等
雑支出等

健康保険法
施行規則第135条の7
令和3年度の
支部ごとの収支決算
における収支差

346百万円

健康保険法
施行令第45条の2

一律加算率 **0.010%**
(加算額 87百万円)

減算率 **0.031%**
(減算額 270百万円)

※小数点第3位以下の端数を含めて計算するため、
上記数値を単純合計した結果と一致しない。

(参考) 令和4年度香川支部保険料率

医療給付費についての調整後の保険料率

5.63%



共通料率等

4.71%



令和2年度精算分

▲0.02%



インセンティブ分

0.007%



10.34%

健康保険法第160条第3項1号

医療給付費について
の調整前の保険料率 **6.00%**
(全国5.29%)

健康保険法第160条第4項

年齢調整 ▲0.07%
所得調整 ▲0.30%

健康保険法第160条第3項2号

前期高齢者納付金
後期高齢者支援金
退職者給付拠出金等
(法附則4条の3、4条の4)
現金給付に要する額

健康保険法第160条第3項3号

業務経費等
雑支出等

健康保険法
施行規則第135条の7
令和2年度の
支部ごとの収支決算
における収支差

178百万円

健康保険法
施行令第45条の2

一律加算率 **0.007%**
(加算額 62百万円)

減算率 **0.000%**
(減算額 0百万円)

■ 2023（令和5）年度香川支部保険料率の算定について

(A) 香川支部の医療給付費についての調整前の保険料率 **6.05 %**

香川支部の医療給付費（令和5年度見込み） = **53,089** 百万円…①（注1）

香川支部の総報酬額（令和5年度見込み） = **877,446** 百万円…②（注2）

$$\text{①} / \text{②} = 0.06050 \dots \Rightarrow \mathbf{6.05 \%}$$

（注1）・各支部の医療給付費の令和3年度実績から東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和5年度見込みと令和3年度実績との比率を乗じて算出。

・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

（注2）・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和3年度実績に、全国計の令和3年度実績に対する令和5年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.994）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。

(B) 香川支部の年齢調整率 **▲0.07 %**

年齢 (歳)	全国	香川		
	一人当たり 医療給付費 (円) (a)	加入者数 (百人) (b)	平均給付費 (百円) (c)	標準給付費 (百円) (d)
0～4	180,992	170	-	30,796,939
5～9	81,291	209	-	17,019,381
10～14	69,642	228	-	15,874,782
15～19	61,325	237	-	14,514,574
20～24	58,989	245	-	14,463,012
25～29	71,166	219	-	15,598,712
30～34	80,825	245	-	19,809,842
35～39	86,583	288	-	24,907,658
40～44	96,388	333	-	32,051,025
45～49	116,232	390	-	45,353,315
50～54	146,073	326	-	47,561,274
55～59	184,124	270	-	49,703,547
60～64	228,710	277	-	63,430,876
65～69	284,826	197	-	56,041,681
70～74	402,290	145	-	58,132,258
合計	132,219	3,778	499,543,272	505,258,875

香川支部の年齢調整額 (c) - (d) = **▲5,715,603** 百円…③

香川支部の総報酬額（令和5年度見込み） = **877,446** 百万円…②

$$\text{③} / \text{②} = -0.0006514 \dots \Rightarrow \mathbf{▲0.07 \%}$$

年齢調整額
(百円)
-5,715,603 ③

年齢調整額 = 平均給付費 - 標準給付費

平均給付費 = 全国計の加入者1人当たり医療給付費 × 支部の加入者数

標準給付費 = 年齢階級ごと、全国計の加入者1人当たり医療給付費 × 当該年齢階級における支部の加入者数、の全ての年齢階級の合計

○(a)～(d)について

- ・令和5年度見込み。
- ・各支部の年齢階級別加入者数の令和3年度実績に、全国計の加入者数の令和5年度見込みとの比率を乗じて算出。
- ・数値は、年度の平均値。

○(a)について

- ・各支部の医療給付費の令和3年度実績から東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和5年度見込みと令和3年度実績との比率を乗じて算出。
- ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。

■ 2023（令和5）年度香川支部保険料率の算定について

(C) 香川支部の所得調整率 ▲0.33%

全国の医療給付費（令和5年度見込み）	=	5,335,168 百万円…④（注1）
香川支部の総報酬額（令和5年度見込み）	=	877,446 百万円…②
全国の総報酬額（令和5年度見込み）	=	99,488,994 百万円…⑤（注2）
全国の平均1人当たり医療給付費（令和5年度見込み）	=	132,219 円…⑥
香川支部の加入者数（令和5年度見込み）	=	377,816 人…⑦（注3）

$$\frac{④ \times ②}{⑤} - ⑥ \times ⑦ = \mathbf{\Delta 2,900,645,825 \dots ⑧}$$

$$\frac{⑧}{②} = \mathbf{\Delta 0.003306 \dots} \Rightarrow \mathbf{\Delta 0.33 \%}$$

- (注1) ・各支部の医療給付費の令和3年度実績から東日本大震災等に伴う窓口負担減免措置による窓口負担減免額及び波及増分に係る額を控除した額に、全国計の医療給付費の令和5年度見込みと令和3年度実績との比率を乗じて算出。
 ・医療給付費については、療養の給付のほか、療養費、移送費を含み、国庫補助金、特別の事情に係る額（原爆医療費及び療養担当手当に係る額等）を控除している。
- (注2) ・標準報酬月額と標準賞与額のそれぞれについて、各支部の令和3年度実績に、全国計の令和3年度実績に対する令和5年度見込みの比率及び予定保険料納付率（約0.994）を乗じて支部の標準報酬月額及び標準賞与額の見込みを算出し、それらを合算。
- (注3) ・各支部の年齢階級別加入者数の令和3年度実績に、全国計の加入者数の令和5年度見込みとの比率を乗じて算出。
 ・数値は、年度の平均値。

(D) 共通料率等 4.64%

共通料率（A + B - C）	4.64 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.36 %
計	10.00 %

…傷病手当金等の現金給付0.53% + 前期高齢者納付金等 3.58%

…協会業務経費等 0.56%

- ・第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

(E) 香川支部の精算等 ▲0.04%

令和3年度の香川支部の収支差	=	346 百万円…⑨
香川支部の総報酬額（令和5年度見込み）	=	877,446 百万円…②

$$\frac{⑨}{②} = \mathbf{0.00039409 \dots} \Rightarrow \mathbf{\Delta 0.04 \%}$$

- ・収支差がプラスの場合は収入の「その他収入」に加算し、マイナスの場合は「▲」（マイナス記号）を外した値を支出の「第3号経費」に加算する。

(F) 香川支部のインセンティブ ▲0.02%（総合10位）

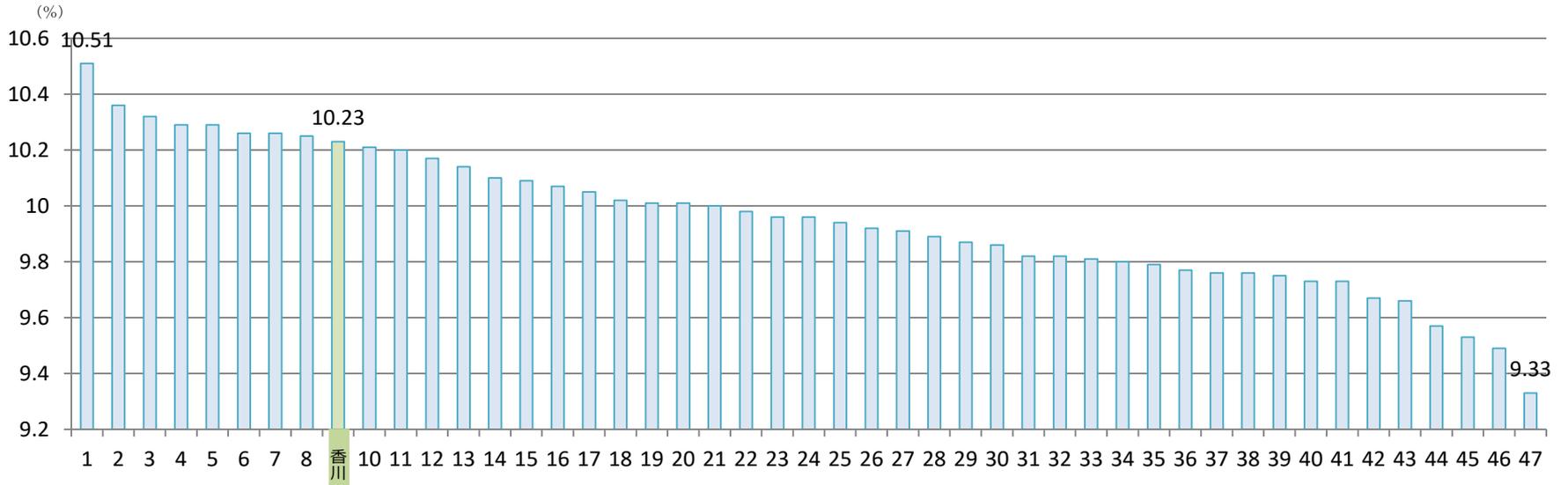
一律加算額	=	87 百万円…⑩
減算額	=	270 百万円…⑪
香川支部の総報酬額（令和5年度見込み）	=	877,446 百万円…②

$$\frac{⑩ - ⑪}{②} = \mathbf{0.000207667 \dots} \Rightarrow \mathbf{\Delta 0.02 \%}$$

- ・加算額を支出の「第2号経費」に加算し、減算額を収入の「その他収入」に加算する。

■ 2023（令和5）年度都道府県単位保険料率の算定について

2023（令和5）年度都道府県単位保険料率（暫定版）

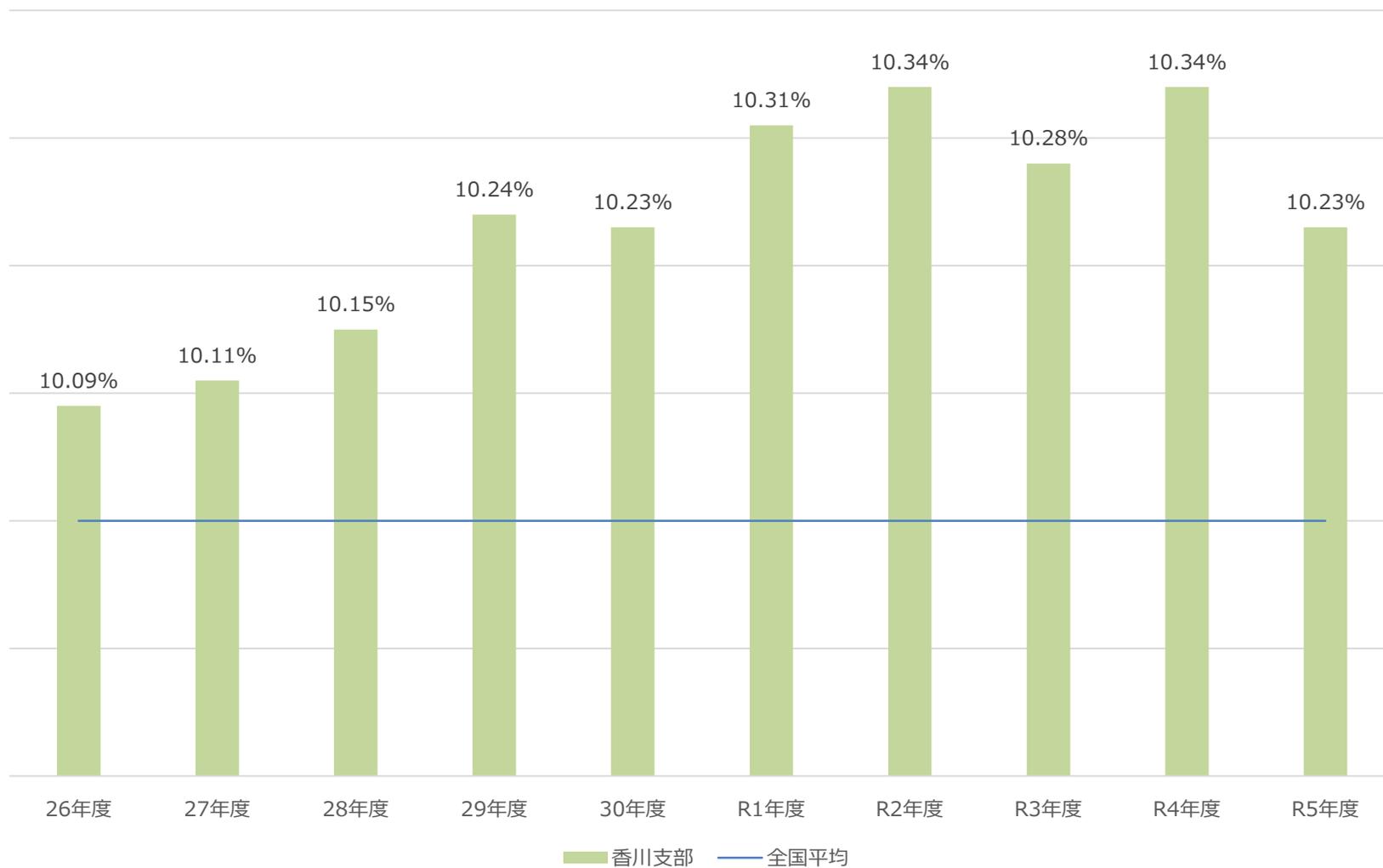


保険料率の増減（令和5年度（暫定版） - 令和4年度）

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
料率 (%)	+0.19	+0.18	+0.17	+0.15	+0.14	+0.11	+0.08	+0.07	+0.06	+0.04	+0.03	+0.01	0.00	▲0.01	▲0.02	▲0.04	▲0.05	▲0.09	▲0.10	▲0.11	▲0.12	▲0.13	▲0.14	▲0.17	▲0.18	▲0.19	▲0.20	▲0.23	▲0.24	▲0.25	▲0.26	▲0.32	▲0.38	▲0.39	▲0.41	▲0.49											
支部数	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	3	1	2	2	1	1	4	1	2	1	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1



■ 香川支部保険料率の推移（直近10年間）



2023（令和5）年度政府予算案を踏まえた収支見込について （医療分・介護分）

■ 政府予算案を踏まえた2023（令和5）年度収支見込の概要について

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(1) 政府予算案を踏まえた収支見込(令和5年度)の概要

政府予算案を踏まえた令和5年度の収支見込は、平均保険料率を10%で維持する前提のもとで、収入(総額)が11.2兆円、支出(総額)が11.0兆円と見込まれ、単年度収支差は2,100億円の見込み。

① 収入の状況

収入(総額)は、令和4年度(直近見込)から900億円の減少となる見込み。

- ▶ 主に、「保険料収入」が被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)の影響※による被保険者数の減少等によって1,140億円減少することによるものである。

※被用者保険の適用拡大は令和4年10月から開始されているため、令和4年度は10月～2月の5か月分の影響を見込んでいたが、令和5年度は12か月分の影響となる。

② 支出の状況

支出(総額)は、令和4年度(直近見込)から1,400億円の増加となる見込み。主な要因は以下のとおり。

- ▶ 「保険給付費」について、加入者1人当たり保険給付費の増等の増加要因はあるものの、令和5年度薬価改定や被用者保険の適用拡大(国や自治体等に勤務する短時間労働者の共済適用)による加入者数の減少等によって150億円減少する。
- ▶ 「高齢者医療への拠出金等」について、団塊の世代が後期高齢者になり始めていることで、後期高齢者支援金の概算額が増加すること、令和4年度は令和2年度分の拠出額が精算されたことによる戻り分の影響が大きくあったが、令和5年度はその影響が小さくなること等によって1,870億円増加する。
- ▶ 「その他」について、令和5年度は、令和4年度と比較して、主に国庫補助の精算(国庫特例減額措置分)による返還額が減少すること等により、340億円減少する。

③ 収支差と準備金残高

令和5年度の「収支差」は、令和4年度(直近見込)より、2,200億円減少して2,100億円になる見込み。(収支均衡料率は、9.78%の見込み。)

令和5年度末時点の準備金残高は5.0兆円の見込み。

■ 2023（令和5）年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比 ⇒ + 641
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、令和4年度末に見込まれる不足分(217億円)も含め、単年度で収支が均衡するよう1.82%(4月納付分から変更)とする。

(参考)

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響(被保険者1人当たり、労使折半前)

〔年額〕 7,819円 (71,242円 → 79,061円) の負担増

〔月額〕 576円 (5,248円 → 5,824円) の負担増

(注1) 標準報酬月額を320,000円、賞与月額を年1.575月とした場合の負担を算出したものである。

(注2) 「年額」は令和5年度の標準報酬月額(12か月分)と賞与の影響額であり、「月額」については標準報酬月額(1か月分)によって算定したものである。